

自分を守るために

1 ハラスメントのないキャンパスへ

ー公正で安全な環境の下での学生生活をおくるためにー

●「セクハラ」「アカハラ」ということばを知っていますか。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）は、「相手の意に反する不快な性的言動」、アカデミック・ハラスメント（アカハラ）は、「教育指導上の不適切な言動」で、ともに勉学が妨げられ、勉学環境が悪化することを指します。本学では、そのようなことを許さない安全な教育環境を作るよう取り組んでいます。

●教職員に、ぜったいにやめてほしいと思うことがありますか。

侮辱やおどしを受けて傷つけられたり、プライバシーを損なわれたり、差別的な扱いを受けたりしていませんか。とりわけそのようなことが、性的なものであったり、単位の取得や成績評価にからむものである場合には、声に出してください。また身近に悩んでいる人がいたら、一緒に力になってほしいのです。

本学ではハラスメントの防止と対応の一環として「宮城学院女子大学教育環境と人権を守るためのガイドライン」を作りました（P13に掲載）。まず教職員が問題を起こさないようにすることはいうまでもありません。

それでも、もし問題が起きてしまったらどのように対処するのか、その方針について次のように決めました。

- ①被害の事実を早くつかむ
- ②最初の相談をしやすいとする
- ③相談のたらい回しはしない
- ④相談者を二次被害（おどしや報復など）から守る
- ⑤迅速な解決に努める
- ⑥被害者に謝罪と償いをする
- ⑦再発を防ぐ

●学生はどのようにしたらよいでしょうか。

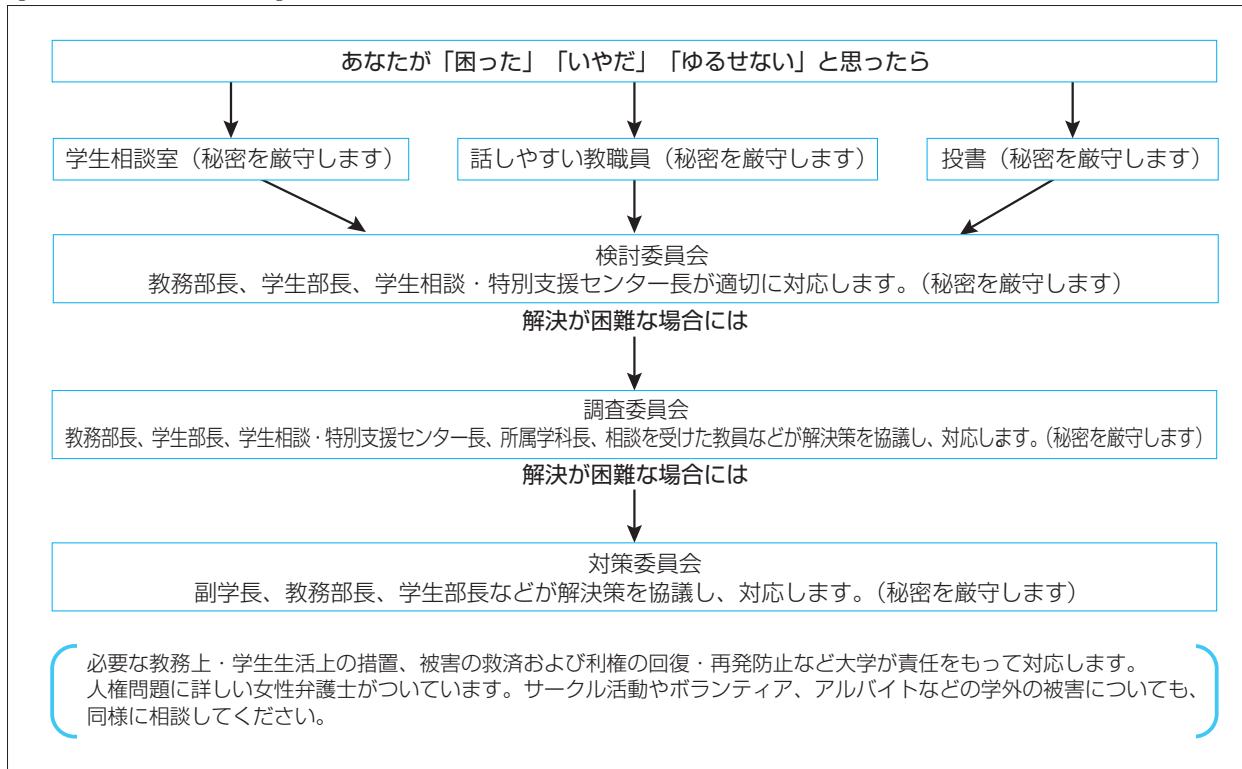
- ①ハラスメントは人権問題であるという認識をもつことが大切です。
- ②もし被害を受けた場合には、勇気を持って、クラス担任やあなたが信頼できる教員、訪ねやすい教員に話してください。もちろん学生相談室も利用できます。秘密はどこでも確実に守られます。
- ③友人が被害を受けている事実を知った場合には、勇気を持って訴えるよう支援してください。
- ④最初の相談の後、解決まであなたの心を支えることができるよう配慮します。

あなたは信頼できる教員が学生相談室に訴えるだけでよいのです。

2 不審電話・いたずら電話

本学の教職員と偽り、学生の電話番号（携帯番号）やアパートの住所を問い合わせるなど不審な電話が多くある。本学ではそのような問い合わせをすることは

【ハラスメント相談の流れ】



ないので、絶対に対応しないこと。

「不審電話」や「いたずら電話」にはとりあわず、悪質な場合は毅然として「警察に通報する」として電話を切ること。

もし、このような電話で不安に思ったら学生相談室や学生課に相談すること。また、住所や電話番号を変更した場合は教務課窓口にすみやかに報告すること。

【インターネット上でのトラブルについて】

“出会い系サイト（マッチングアプリ）”“迷惑メール”“SNS”によるトラブルが後を絶たない。Web上での連絡が容易になり、顔が見えないことを利用し、犯罪へと発展している。紛らわしいメールを開くだけで、アダルトサイトにアクセスされ、利用料の不当請求をされるケースもある。使っていなければ当然払う必要はないので、絶対に自分から連絡をしないこと。連絡することで逆に住所や名前を聞き出されて、相手の罠にかかるからである。身に覚えがないあやしげなメールが来た場合等、念のため家族にも伝えておくなど、対策が必要である。

3 ソーシャルメディアに関する注意

インターネット上でのコミュニケーションツールであるソーシャルメディア（SNS）を活用することは、広く社会に浸透しているが、一方で、SNS上の不用意な投稿が問題を引き起こし、社会に多大な影響を及ぼすなどの危険性ははらんでいる。

例えば、学生がSNSに不適切な投稿をしたことで、アルバイト先から多額の損害賠償を請求されたり、内定先の会社から内定を取り消されたりといったことである。

SNS（Facebook、twitter、Instagram、LINE、mixiなど）を利用するにあたっては、その特性を十分に理解したうえで利用し、トラブルを引き起こさないように注意すること。

1 法令を遵守し、他人のプライバシー権等を侵害しないようにすること

特に他人の写真や友達の発言を気軽に投稿しないこと。投稿する際には許可を得ること。

2 自身の個人情報等の保護をすること

情報の公開範囲に注意し、位置情報等の公開は慎重にすること。位置情報の公開が空き巣被害につながる場合もあるので注意。パスワードは別々のものを使い、定期的に更新すること。

3 正確な情報の発信

情報発信に責任を持ち、他人に誤解や不快感を与えないように注意すること。

4 大学の一員である自覚を持つ

本学の学生である自覚を持ち、節度を持った行動を心がけること。あなたのSNSでの発言が、本学の学生全体のイメージとなる危険性があることを自覚すること。

5 SNSに依存しすぎない

時間を決めて使う、相手に反応を要求しないなど、SNSと適度な距離を取るよう努めること。

4 痴漢・ストーカー・のぞきに注意

通学途上やアパート周辺での痴漢やストーカーの被害が多発している。被害にあった場合は、大きな声で助けを呼んだり、防犯ブザーを鳴らしたりすることが効果的。泣寝入りせず、すみやかに警察に通報し、学生課・学生相談室にも連絡すること。

アパート住まいの人は郵便受けからの「のぞき」、窓からの侵入といった被害が報告されているので、十分気をつけること。大家さんに相談することも必要である。

このような被害にあわないよう日頃から、防犯対策を講じておくことが必要である。

5 悪質商法

“悪質商法”は、年々手口が巧妙になり、若者の被害が増加している。インターネットサイト、街頭でのアンケート調査、友人を介した商法などいろいろな手段で勧誘してくる。うまい話、甘い話はないので、契約はその場で行わず、慎重に対処すること。

詳しくはUNIPAや本学ホームページで公開する『かしこく生きるための必携マニュアル』をよく読んでおこう。

【悪質商法の手段】

●新聞勧誘

「いつでもキャンセルできるから」「就職活動に必要なになる」などと、半年先や1年先の購読契約をさせられる。

●アポイントメントセールス

「プレゼントがあたりました」等と、電話で巧みに誘い出し、宝石や高価な教育用CD-ROMなどを売りつけられる。

●キャッチセールス

街頭などで「アンケート」を書かせ、「無料エステ体験」「お肌の無料診断をしています」等と勧誘し、化粧品・美顔器などを買わせる。

●マルチ商法

「割のいいアルバイトがある」「友達を紹介するだけでアルバイトになる」と儲かりそうな話を勧め、当人にも高価な商品を買わせる。しかし、思うようにかず自分の支払いが困難になるケースが多い。

これ以外にも、資格商法・点検商法・モニター商法・インターネット上でのトラブルなど様々な悪質商法があるので、十分注意すること。

【悪質商法撃退8原則！】

- ①〈おいしい話〉は、まず疑う。
- ②「話だけ聞いてやろう」は禁物。あいまいな返事はしない。
- ③いらぬ時は、きっぱり断る。
- ④内容をよく確かめずに、署名・捺印をしない。
- ⑤氏名・電話・住所などの個人情報には安易に教えない。
- ⑥「支払いは何とかなるだろう」はトラブルのもと。前払い、カードによる買い物は要注意。
- ⑦ひとりで決めずに、家族に相談。
- ⑧契約させられてしまってもあきらめず、ひとりで悩まず、すぐに学生課へ相談しよう。

【クーリング・オフ】

訪問販売等で契約した時に無条件で契約を解除できるという制度である。訪問販売・電話勧誘販売なら契約した日から8日以内、マルチ商法では契約した日から20日以内など書面（はがき）で通知すれば無条件で解除できる。クレジット払いの場合は、会社にも通知すること。（クーリング・オフができない場合もある）詳しくは学生課へ相談すること。

6 学外団体勧誘について

学生、特に新生をターゲットに、サークル活動を装ったあやしげな学外団体の勧誘が本学の正門付近でも行われることがある。特に新学期は、「他大学とのサークル」「ボランティア活動」「セミナー」などと実態を隠し、カルト集団への勧誘活動をしている。勧誘に少しでも興味を示した学生には、マインドコントロールの手法を用いて、深みに引き込んでいく。セミナーや合宿を繰り返すうちすっかり洗脳され、学業どころか身も心も危険な状態になるので要注意。

また、学外サークルの名のもと各地で事件が発生している。学外サークルの実態について本学では把握しきれず事故やトラブルの責任を負いかねるので、学外サークル・団体へは安易に入会しないようにすること。もし、少しでも不審に思うことがあったら、すぐに学生課や宗教センターに相談すること。

7 生活上の諸注意

●一人暮らしの常備薬

いざという時のために、湿布薬・体温計・カット絆などを備えておくとよい。また、自分に合った薬も用意しておくとうい。

●徹底回避！「イッキ飲み」

サークル、友達同士の交流をはかるためのコンパは楽しいものである。ただし、お酒をあまりたてて飲ませる、ゲーム感覚で何杯も飲ませる、などしていないだろうか。まわりで止めずに見ているのも同じことである。お酒のイッキ飲みは生命にかかわる危険な行為である。

イッキ飲みは、「しない！」「させない！」「放っておかない！」。楽しいはずのコンパで、かけがえのない生命・友達を失うことのないように。

●健康のために

若者の間でも運動不足やストレスが多い現代、体の健康のため・心の健康のため大学の運動施設を大いに利用して欲しい。授業やサークルで使用している時間以外は施設使用申込書を提出すれば大学体育館・テニスコート・トレーニング室（授業で使用説明を受けた学生のみ）を使用できる。なお、施設使用後は清掃し、用具や器具は必ず元どおりに返すこと。

●構内禁煙について -たばこと縁のない、クリーンなキャンパスライフを目指そう-

構内は全面禁煙となっている。喫煙の習慣のある方は、これを機会に禁煙することを考えて欲しい。喫煙は、喫煙している本人だけでなく、周囲の人の健康も害し、環境にも悪影響を与える。学外で喫煙する場合にも次のルールを守って喫煙をすること。

- ◎指定された場所以外では喫煙しない。
- ◎吸殻は灰皿以外には絶対捨てない。

遠隔地被扶養者証（健康保険証）

遠隔地被扶養者証とは、扶養者と離れて生活している人が、家族の保険証とは別に交付を受ける本人専用の保険証のことである。病気やケガなどで、医療機関を受診した時に、すぐ対応できるよう、前もって準備しておくこと。扶養者の勤務先（国民健康保険の場合は、市町村）に、在学証明書（証明書自動発行機から発行できる）を添えて交付申請を行う必要がある。カード型の個人用保険証の人は、それをそのまま使える。

8 薬物使用のおそろしさ

薬物に手を出してはいけません！！

薬物を使用することは、単に本人の精神や身体上の問題にとどまらず、家庭内暴力などによる家庭の崩壊、さらには、殺人、放火等悲惨な事件の原因にもなり、社会全体への問題と発展します。

麻薬や覚せい剤などの薬物は、使用しているうちにやめられなくなるという“依存性”と、乱用による“幻覚”、“妄想”に伴う自傷、他害の危険性があるという大きな特徴があります。

一度だけのつもりがいつの間にか中毒となり、一度しかない人生が取り返しのつかないものとなるのです。

みなさんもこのような薬物乱用の恐ろしさを十分に理解し、日々の学生生活を健全に過ごしてください。

9 災害時の緊急対策

●地震

【発生時】

まず、自分自身と周囲の人たちの安全を確保し、決して必要のない大声や悲鳴をあげないこと。避難については館内放送や教職員の指示に従うこと。

なお、気象庁から『震度5弱以上』の地震速報が発表された場合、ただちに学内の放送設備から「地震速報」を放送する。「地震速報」は以下のように放送される。

〈揺れるまで〉
 プー、プー、プー（警告音）
 あと〇〇秒で揺れます。
 ※予測震度5弱。
 身の安全を確保してください。
 落下物に注意してください。

〈揺れている最中〉
 揺れがおさまるまで身を守ってください。
 落ち着いて行動してください。
 ※予測震度により放送内容が変わります。

教室では…

- ガラスの飛散や落下物等から身を守るために机の下などにもぐる。
- 転倒物や落下物に注意し、持ち物や衣類で頭部を守る。
- むやみに室外には出ない。
- 扉を開けて避難口を確保する。
- ガラス戸等からできるだけ離れる。

廊下では…

- 近くの教室に避難する。

実験室では…

- すぐに、火の始末と電気器具の電源を切る。
- 二次災害防止のため、薬品等の危険物の取り扱いには十分注意する。

講堂、体育館、プール、小ホール、ハンセンホール等では…

- 照明等、高所からの落下物に注意する。
特に舞台上からは避難する。

エレベーターでは…

- エレベーターは決して使用しない。
- エレベーターに乗っていたら、すべての階のボタンを押して停止した階に降りる。
- 閉じ込められた場合、非常ボタンおよびインターホンで外部に救助を求める。

屋外では…

- 建物からの落下物（ガラスやタイルなど）に注意し、建物から離れる。

【沈静後】

- 大きな地震の後には余震や火災の可能性が高いので館内放送や教職員の指示に従って、静かに速やかに避難すること。
- 火災が発生した場合は教職員に直ちに知らせる。
- 決してあわてて出口や階段に殺到しない。
- 周囲の部屋などを含め、全員退出した部屋は扉を開放したまま避難する。ただし、火災が発生している部屋の扉は閉める。

【避難】

- 教職員の指示により避難場所（中央芝生広場）に避難すること。
- 学科ごとにまとまり、指示があるまで冷静に待機する。
- けが人や逃げ遅れた人がいる場合は教職員に知らせて指示を受ける。

震度	屋内の状況	屋外の状況
0		
1		
2	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる	
3	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じて、自動車を運転している、揺れに気付く人がいる。
5弱	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
5強	棚にある食器類、書棚の本が多く落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなる。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
6弱	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6強	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●火災

【発生時】

- 教職員や周囲の人に、大きな声で火災を知らせる。
- 炎が天井に燃え移る前で炎が小さい時は、ぬらした布や毛布、バケツによる水かけ、消火器、消火栓などによって消火できる可能性がある。
- 消火が不可能な場合は、火災現場からすぐ避難する。

【避難】

- 教職員の指示により避難場所（中央芝生広場）に避難すること。
- 姿勢を低くして、視界を確保し、煙を吸わないようにする。
- 学科ごとにまとまり、指示があるまで冷静に待機する。けが人や逃げ遅れた人がいる場合は教職員に知らせて指示を受ける。
- 一度避難したら、絶対に建物の中には戻らない。

【自宅での地震対策】

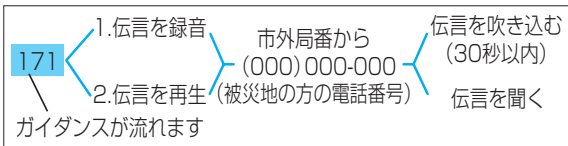
普段からの対策が大切である。次の点について、一

つひとつ確認しておくといよ。

- ①家具は倒れないように固定されているか。
- ②頭の上に落ちてきそうなものはないか。
- ③消火器は用意しているか。
- ④災害時の連絡場所・避難場所を家族で確認しているか。
- ⑤非常用持ち出しグッズを用意しているか。

【災害時の連絡手段（災害伝言ダイヤル・171）】

「災害用伝言ダイヤル」は、災害発生時に被災地への安否確認の電話が集中する場合、全国どこからでも伝言の録音や再生ができるものである。事前の契約は不要で、サービス開始はテレビやラジオで告知される。(利用可能な電話は一般電話、公衆電話、携帯電話、PHS)



【その他】

災害発生時に被災地への連絡が集中すると、一般電話や携帯電話は接続量が制御され、つながりにくくなる。しかし、公衆電話は優先電話のためつながりやすくなっている。

Web 上の「災害用伝言板」

震度 6 以上の地震など、大きな災害が発生した場合に、各携帯電話会社で「災害用伝言板」が緊急開設され、安否情報の登録・確認ができる。登録された伝言は、パソコンや他社の携帯電話・スマートフォンからも確認することができる。伝言板には Web 画面上でアクセスできるほか、専用アプリがダウンロードできる場合もある。災害に備え、あらかじめ各携帯電話会社のホームページ等で利用方法を確認しておくといよ。

災害時に帰宅する手段がなくなったら

本学は、24 時間体制で警備員が常駐している。自宅に帰宅する手段がなくなったら大学に連絡すること。

10 自然災害等における緊急時の授業の取り扱いについて

宮城学院女子大学では、台風等の自然災害により通学および授業が安全に行えないと判断した場合、宮城学院女子大学学則第 7 条第 3 項に基づき、授業を遠隔授業により実施することがあります。ただし、遠隔授業の実施ができない授業については、臨時休講措置をとることがあります。

遠隔授業にはおもに次の 3 つが挙げられます。

- (1) 学習資料配信型（非同期型）：学習支援システムユニバーサルパスポート（UNIPA）を利用し課題に取り組みます。
- (2) 双方向型授業（ライブ配信・同期型）：Microsoft Teams、Zoom 等の Web 授業システムを利用し、映像・音声のやりとりを同時双方向で行います。

- (3) オンデマンド型授業（非同期型）：録画授業配信による授業です。動画視聴し課題に取り組みます。臨時休講措置がとられていない場合や臨時休講措置の情報を入手できない状況であっても、気象情報等を各自入手し、あなた自身の安全を第一に考え、通学および授業の出席について、各自で判断してください。

・判断基準および対応について

判断基準	対応
(1) 特別警報が発令された場合	遠隔授業の実施、または臨時休講
(2) 以下のいずれかの交通機関が計画運休あるいは運休した場合 ●仙台駅を通る JR 各線（東北新幹線、東北本線、仙石線、仙山線、常磐線）、仙台空港アクセス線のうち、複数の路線 ●仙台市交通局あるいは宮城交通バスの仙台市内路線	
(3) 大規模地震が発生し、仙台市において震度 6 弱以上を観測した場合	臨時休講
(4) 上記のほか、学長が危機管理上、必要があると判断した場合	遠隔授業の実施、または臨時休講

・周知方法について

原則として、前日の午後 7 時までに大学ホームページおよび UNIPA で周知します。ただし、緊急時には大学からメールを一斉送信しますので、必ず UNIPA にメールアドレスを登録してください。

・臨時休講措置解除の判断基準について

午前 10 時までに判断基準(1)および(2)の事由が解除された場合は、3 時限より授業を行うことがある。その際には、大学からメールを一斉送信します。
(注) 交通状況等により大学の判断で臨時休講を解除しない場合があります。

・上記以外の不測の事態における授業および試験等の取り扱い

事故その他の理由による公共交通機関の運休等の不測の事態が発生した場合も、臨時休講等の措置をとることがあります。
(注) 電話による問合せには応じることができません。

・臨時休講等の代替措置について

上記理由により臨時休講となった日の授業（試験を含む）は、原則として補講を行います。補講の実施日等については、あらかじめ UNIPA および大学ホームページ等で周知します。

・学外実習等の取り扱いについて

臨時休講等の措置がとられた場合についての学外で行う実習やインターンシップについては、担当教職員 の指示に従ってください。

・臨時休講等の措置がとられていない場合に不測の事態により欠席した学生の救済措置について

仙台市外の地域に居住する学生においては、自然災害等による影響のため通学経路上の交通機関が運休す

る等のやむを得ない事由が発生して授業等を欠席することとなった場合は、学生が過度な不利益を被らないように配慮します。詳しくは、「学生便覧」で手続方法を確認し、欠席届にその事由を証明する書類を添えて提出してください。原則として、その事由を証明する書類がない場合は受けつけられませんのでご注意ください。

・その他

臨時休講等措置がとられた場合は、原則として、すべての課外活動を禁止するとともに、帰宅困難となった学生を除き、学生の大学施設の利用を禁止します。

・情報収集方法

宮城学院女子大学	https://www.mgu.ac.jp/
Universal Passport	https://unipa.mgu.ac.jp/
気象庁 (地震情報)	http://www.jma.go.jp/jp/quake/
気象庁 (気象警報・注意報)	http://www.jma.go.jp/jp/warn/
宮城県 (仙台気象台)	http://www.jma.go.jp/jp/warn/312_table.html
宮城県防災情報 (交通情報等)	https://www.pref.miyagi.jp/life/2/
宮城交通	http://www.miyakou.co.jp/
JR東日本	http://traininfo.jreast.co.jp/train_info/service.aspx
阿武隈急行線	http://www.abukyu.co.jp/
空港アクセス線	https://www.senat.co.jp/
仙台市営地下鉄	http://www.kotsu.city.sendai.jp/unkou/

11 インフルエンザ等行動マニュアル

インフルエンザについては感染予防に努めるとともに、感染した場合、あるいは感染している可能性がある場合は、周囲に感染を広げないように注意すること。なお、以下のマニュアルに定める「登校せず外出を自粛する期間中」は、実習やサークル活動に参加しないこと。

外出自粛による欠席については、大学は本人の不利益にならないよう配慮する。保健センターには必ず連絡し、授業に出られなかった部分については自宅で学習し、その上で担当教員に相談し、必要な指導を受けること。

1. 感染の予防のために

- 1) こまめな手洗い、うがいを励行し、体調管理に努めること。
- 2) 咳エチケットを守ること。
- 3) 人の集まる場所は感染のリスクが高いことを意識し、できるだけ避ける、マスクを着用する、室内の場合は時々窓を開け換気するなど、感染予防を心がけること。

2. 感染した場合、もしくは感染の疑いがある場合

- 1) 38度以上の発熱がある場合は、登校せず、すみやかに医療機関で受診するとともに、保健センターへ連絡すること。

保健センター

電話：022-279-6733（直通）

月～金 8:50～17:00

土 8:50～11:45

医療機関で受診する際はあらかじめ電話で連絡し、医療機関の指示に従うこと。基礎疾患（慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、代謝性疾患、腎臓機能障害、免疫機能不全）、妊娠中の場合は、特に早期に受診すること。

- 2) 医療機関で「インフルエンザ（新型を含む）」と診断された場合は、登校せず、外出を控え、保健センターに連絡すること。
- 3) 感染を広げないためにマスクを着用し、特に基礎疾患のある人や妊娠している人、高齢者、子供に接しないよう配慮すること。
- 4) 登校は発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過してからにすること。

3. 同居している家族や周囲に感染者が発生した場合

- 1) 登校せず、外出を自粛し、大学の保健センターに電話で連絡すること。
外出自粛期間は体温を定期的に測り、健康状態に十分注意を払うこと。外出自粛の期間は下記の通りとし、その期間後、感染が疑われるような症状（発熱・咽頭痛・咳・鼻汁等）がないことを確認したうえで、登校すること。
- 2) 同居している家族等に感染者が発生した場合、外出自粛期間は同居している感染者が完治してから2日を経るまでとする。
外出自粛期間中は感染している人と接触する機会をできるだけ少なくする、マスクを着用し、こまめに換気する、うがい・手洗いを励行する等の感染予防に努めること。
- 3) 感染者と同居していない場合は、最後に接触した日を含めて3日間外出を自粛し、健康観察を行うこと。
- 4) やむを得ず外出あるいは登校する場合は、必ずマスクを着用すること。
- 5) 保健センターには必ず連絡し、欠席届には「感染拡大防止のための登校自粛」であることを記載すること。

4. その他の感染症に感染または感染の疑いがある場合

学校保健安全法施行規則第18条に定められている下記の感染症への感染が疑われる場合は、大学へ登校せずに、まずは電話で保健センターへ連絡すること。

第1種	エボラ出血熱／クリミア・コンゴ出血熱／痘そう／南米出血熱／ペスト／マールブルグ病／ラッサ熱／急性灰白髄炎／ジフテリア／重症急性呼吸器症候群（SARS）／中東呼吸器症候群（MERS）／鳥インフルエンザ
第2種	インフルエンザ／百日咳／麻疹／流行性耳下腺炎／風疹／水痘／咽頭結膜熱／結核／髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ／細菌性赤痢／腸管出血性大腸菌感染症／腸チフス／パラチフス／流行性角結膜炎／急性出血性結膜炎／感染性胃腸炎（ノロウイルス）／その他の感染症

大学は感染に関わる連絡や報告は個人情報として、取り扱いに十分注意する。